

# 鳥取市備蓄整備計画

平成28年12月

鳥取市

## 目 次

1	備蓄整備計画策定に係る考え方	1
	(1) 計画策定について	
	(2) 備蓄の分担について	
	(3) 物資調達配給スケジュール	
2	公的備蓄について	3
	(1) 連携備蓄	
	(2) 鳥取市が独自に備蓄する物資・資機材	
3	家庭及び事業所における備蓄について	4
	(1) 家庭における備蓄	
	(2) 事業所における備蓄	
4	流通備蓄について	5
5	救援物資について	5
6	物資の調達・配給に係る情報収集、情報発信	6
	(1) 情報収集	
	(2) 情報発信	
	(3) 情報収集、情報発信体制の整備	
7	備蓄倉庫について	6
	(1) 拠点備蓄倉庫	
	(2) 備蓄倉庫	
	(3) 拠点備蓄倉庫の整備	

# 1 備蓄整備計画策定に係る考え方

## (1) 計画策定について

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、平成27年の鬼怒川の決壊を招いた関東東北豪雨、平成28年に発生した熊本地震など、近年発生した大規模災害において、道路の寸断、人手不足、物資の集積場所不足等様々な条件が重なり、備蓄・支援物資の配布に大きな混乱が生じるなど、様々な問題が明らかになった。

本市でもこれらの災害を教訓として、災害時に効果的に物資を配布する体制を整備するため、「鳥取市地域防災計画」に規定する、備蓄倉庫、応急食糧・飲料水等各種備蓄物資、防災資機材等の整備方針を定めた計画を策定する。

なお、本計画は新たな課題が生じた場合等には、その都度検討を加え修正するものとする。

## (2) 備蓄の分担について

市は「公的備蓄」として災害時に住民への救援活動に必要な物資・資機材を備蓄する。

また、発災直後は行政が混乱し、各避難所への物資配布が滞る可能性があるため、「家庭及び事業所における備蓄」の必要性について普及啓発に努め、自助・共助の促進を図る。(鳥取県地域防災計画、鳥取市地域防災計画)

また、市と協定締結している事業者から調達する「流通備蓄」により物資供給体制を強化する。

### (ア) 公的備蓄

公的備蓄とは、災害時に発災直後からの1日分を目安に市が平時から食糧等を備蓄するものとする。また救援活動に必要な資機材を整備する。

物資の備蓄にあたっては、県との役割分担を明確にして、必要な物資・資機材を連携して備蓄する。(県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領)

### (イ) 家庭及び事業所における備蓄

家庭内備蓄とは、家庭内や事業所内に食糧、飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄することをいう。発災直後は被災者に必要とする物資が行き渡らない可能性があり、食糧等の確保が困難になることが予想されるため、家庭内や事業所内に3日間分程度の食糧、飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄することが望ましい。

### (ウ) 流通備蓄

流通備蓄とは、市内の事業所等と市があらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資(食糧、生活必需品等)を調達することをいう。(別紙①:物資に関する協定一覧参照)

### (3) 物資調達配給スケジュール

「(2) 備蓄の分担」のように、備蓄する主体によって大きく3種類の備蓄を想定しているが、災害の種類、発生した時間、被害状況、天候等様々な条件により物資の調達・配布のスケジュールは変動すると想定され、様々な状況に備えることが必要である。

ここでは例として①地震災害、②洪水、土砂災害の2例を挙げる。

#### ① 物資調達・配布想定スケジュール（地震災害）



#### ② 物資調達・配布想定スケジュール（洪水・土砂災害）



## 2 公的備蓄について

市はひとたび災害が発生し、地域に著しい被害が発生した場合、避難所を開設し、住民への救援活動を行う。市は、救助救援活動・避難所運営をするために必要な物資、資機材を備蓄しなければならないが、必要な物資、資機材は社会情勢の変化、避難者ニーズの多様化等により変化することが考えられる。県及び県内市町村と連携して20品目を備蓄しているが、必要な物資の品目・数量をさらに検討し、整備する必要がある。

### (1) 連携備蓄

鳥取県震災対策アクションプラン（平成22年12月）の最大避難想定人数22,000人をもとに、下記の20品目を県内市町村で人口比を基準に分担して備蓄している。本市は、鳥取県の人口の33.6%を占めているため、約7,400人分を目標数量としている。

	備蓄品目
1	保存食（乾パン等）
2	災害時要配慮者用保存食（アルファ化米がゆ等）
3	粉乳・ミルク
4	保存水（ペットボトル）
5	飲料水用ポリタンク、給水パック（袋）
6	哺乳ビン
7	トイレットペーパー
8	生理用品
9-1	折畳式簡易トイレ
9-2	収集袋及び凝固剤
10	毛布
11	紙おむつ（大人用）
12	紙おむつ（子供用）
13	救急医療セット
14	懐中電灯
15	ラジオ
16	乾電池（単1、単3）
17	防水シート（グラウンドシート）
18	ロープ（シート張り、救助用）
19	タオル
20	ウェットティッシュ

## (2) 鳥取市が独自備蓄する物資・資機材

鳥取県東部を震源とする地震が発生した場合、鳥取市で多くの避難者が発生することが予想されるが、発災直後は天候、道路状況等により、他市町村からの連携備蓄品の輸送が遅延する可能性がある。

他市町村からの輸送が遅延した場合、発災後早期に必要な物資の確保が困難になるため、連携備蓄品に指定された20品目についても、不足の事態においても対応できるように、数量について検討し充実を図る。

また、社会情勢等の変化により必要になった物資・資機材、近年発生した大災害の際に必要とされた物資等を検討し整備を図る。

### ア) 避難所で使用する物

段ボール間仕切り、段ボールベッド、調理器具（かま、カセットコンロ）、簡易食器、衛生用品（消毒薬、洗剤等） 等

### イ) 自宅避難者、車中泊に対応する物

弾性ストックング 等

### ウ) 救助・救援活動で使用する物

土嚢袋、リヤカー、担架、ヘルメット、工具類（つるはし等）、ドローン 等

## 3 家庭及び事業所における備蓄について

発災直後は天候、道路状況等により、公的備蓄物資の避難所への配布が遅延する可能性がある。また、被災者に必要とする物資が行き渡らない可能性があり、食糧等の確保が困難になることが予想されるため物資が届くまでの食糧、生活用品を避難者が自ら確保する必要がある。

### (1) 家庭における備蓄

鳥取市防災ハンドブックや鳥取市防災コーディネーターによる講習、防災訓練、自主防災会の活動等を通じ、各家庭で日常購入している食糧品や飲料水、生活必需品を災害時にも活用できるよう、3日以上以上の備蓄をする※ローリングストック法等、家庭内備蓄の充実を促進する。

また災害発生時に直ちに持ち出せる場所に非常用持出袋を用意するよう啓発する。

#### ※ローリングストック法

レトルト食品、保存食等、長期間保存できる食品を消費期限が切れる前に食べて、食べた分を買い足す手法。消費期限切れによる大量廃棄を防ぐことができる。

・非常持出品…避難時に携帯する物（鳥取市防災ハンドブックより抜粋）

非常食（乾パン、缶詰など）、飲料水、懐中電灯（ろうそく）、携帯ラジオ、予備電池、ライター（マッチ）、ナイフ、缶切り、医薬品、持病薬、貴重品（通帳・印鑑など）、健康保険証、現金、着替え、タオル、ティッシュペーパー、ビニール袋、新聞紙、家族の写真 等

・非常備蓄品…避難後に必要になる物（鳥取市防災ハンドブックより抜粋）

食品（缶詰、レトルト食品、インスタント食品など）、飲料水（1人1日あたり30）、燃料（卓上コンロ・固形燃料など）、調理道具（鍋、包丁など）、簡易食器（割り箸、紙皿・コップなど）、手袋、ラップ、使い捨てカイロ、携帯トイレ、毛布（寝袋）、ティッシュペーパー、洗面用具、タオル 等

## （2）事業所における備蓄

事業所においても災害により、事業所内に一定期間留まる必要がある場合などに備えて、家庭と同様に従業員、利用者等の3日分の食糧等を備蓄することを啓発する。

## 4 流通備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ食糧品、生活必需品、資機材に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を調達する体制をとっている。食糧等消費期限があるものについて、期限切れを考慮することなく効率的に備蓄できる有効な手段として、必要な物資の品目、供給可能数量等を検証し、実効性のある流通備蓄の確保に努める。

## 5 救援物資について

救援物資は発災から概ね2～3日後に届き始めると想定され、流通備蓄とともに被災者を支援するにあたり重要な役割を担う。

本市では、他市町村と協定を締結し、災害が発生した場合に救援物資を相互に提供する体制をとっている。（別紙②：災害時相互応援に関する協定締結一覧参照）

全国から届く救援物資については、東日本大震災、熊本地震等大規模災害の際、運搬、仕分け、在庫管理などで混乱し、被災者への配布が滞る事態が見受けられた。

混乱の原因は、物資集積場所の不足、分類困難な救援物資の送付など様々な要因が考えられる。

本市において、以上のような混乱を招かないために、救援物資の受け入れ体制の強化を図る必要があり、民間業者のノウハウを得る等、効率的な物流システムの構築に努める。

## 6 物資の調達・配給に係る情報収集、情報発信

災害時には様々な情報が錯綜するため、物資の調達・配給にあたって大きな混乱を招くことがある。避難者のニーズの把握、避難者への情報発信を適切に実施することにより、安定した物資の調達、配給体制の整備に努める。

### (1) 情報収集

市内の被害状況により、避難所の開設数、避難者数は変動するが、初動対応で配給できる物資は限りがあり、特定の避難所に物資が集中しないようにしなければならない。

「どこに（避難所）」「何を（必要な物資）」「どれくらい（数量）」配給すればよいのかなど、効率的な配給を実施するために、情報収集をする体制を整備する。

また、行政が把握困難な指定避難所以外への避難者、自宅避難者や車中泊をしている避難者に対しての情報収集手段を検討する。

### (2) 情報発信

災害発生直後は、被災者から避難所や食糧配布に関する情報などが求められる。迅速に情報発信することにより、初動対応時の混乱を軽減することを図る。

### (3) 情報収集、情報発信体制の整備

電話や無線による情報収集、ホームページ、ラジオ、テレビ等を利用した情報発信に加え、Twitter や LINE のような SNS の効果的な活用を検討する。

## 7 備蓄倉庫について

本市では備蓄倉庫について、鳥取市地域防災計画で防災上重要な地域を重点とした備蓄倉庫（拠点備蓄倉庫）を整備すること、分散備蓄に努めることとしている。（第2部第11章第3節）

### (1) 拠点備蓄倉庫

避難者の多い避難所に効率的に備蓄物資を直接運搬するために、大量の物資を備蓄する倉庫を整備する。災害対策本部等の防災拠点近辺に設置することにより、迅速な対応を可能にする。また、あわせて救援物資の一時保管所としての機能を持たせる。

### (2) 備蓄倉庫

各地区にある公民館、小学校のほか、野球場、サッカースタジアムのような大型施設に設置し、新市域においては地域の防災拠点となる総合支所を中心に分散して備蓄する。（別紙③：鳥取市防災備蓄品保管場所）

災害時に指定避難所、備蓄物資支給対象者に対し、速やかに必要な物資を配布



するために物資を補完する場所、品目、数量を検討する。

### (3) 拠点備蓄倉庫の整備

大量の物資を集中して備蓄し、災害時に迅速な対応をするための重要施設である拠点備蓄倉庫を、立地条件等を踏まえ整備を図る。

#### ・拠点備蓄倉庫としての条件

ア 災害時の対応を統括する災害対策本部に近いこと。

…避難所のニーズ、物資調達状況、救援物資の搬入等、逐次変化する状況に対応するため、災害対策本部と緊密な連携が必要。

イ 洪水発生時に浸水しないこと。

…水に弱い備蓄品（保存食、トイレトペーパー等）が多いため、浸水対策を施した倉庫の整備が必要。

ウ 大型トラックによる物資の運搬が容易なこと。

…救援物資の運搬には大型トラックが使用されることが多く、直接搬入可能であることが必要。

エ 災害による停電時に使用が可能であること。

…災害時には停電することが多く、エレベーター、電動シャッター等電気を必要とする設備が使用できなくなる。停電の際に効率よく搬出入できることが必要。

以上の条件を満たす拠点備蓄倉庫の整備を行う。